平成２７年（フ）第２９号
長野県飯山市大字飯山1531番地
債務者　常田　弘美
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６６号
長野県松本市波田1412番地５　県営住宅31号
債務者　氏家　銃吉
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第８６号
名古屋市港区稲永２丁目４番４－404号　港南荘
債務者　赤沢　幸子
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５号
三重県四日市市室山町1545番地４　第三宮脇笹川ハイツＡ－301
債務者　出町　衣里（旧姓家田）
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
三重県桑名市多度町柚井字境川132番地　介護老人保健施設だいそう、住民票上の住所三重県四日市市三重９丁目２番地１　37棟204
債務者　打田　登志
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第３４６号
滋賀県守山市吉身３丁目14番43－404号
債務者　鈴木　大輔
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４８号
大津市堅田１丁目15番41－203号
債務者　前江田幸一
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７２号
滋賀県守山市洲本町2265番地
債務者　山本　裕幸
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７４号
滋賀県甲賀市水口町宇川1256番地１　宇川団地11－２、住民票上の住所滋賀県甲賀市水口町宇川1143番地
債務者　岩元　和子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９９号
滋賀県栗東市小野363番地　社会福祉法人彩陽会レインボーの里栗東、住民票上の住所滋賀県湖南市菩提寺1144番地
債務者　安井たづ子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目523番地、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字岩常298番地２
債務者　財原　優登（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１号
鳥取県米子市愛宕町15番地５　メゾン湊山203号、前住所鳥取県米子市明治町197番地
債務者　岡本　正美
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３３号
鳥取県米子市大崎1511番地１　222号、前住所鳥取県米子市皆生温泉４丁目16番２－509号
債務者　岩本　明信
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３２号
広島市佐伯区利松３丁目30番36－103号
債務者　平瀬　麗華
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１５号
広島県安芸郡海田町浜角３番13－403号
債務者　日高　裕美
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３９号
山口県下関市幸町16番15号　幸コーポ２号
債務者　鈴木　和夫
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係